

指定居宅介護支援事業所重要事項説明書

〈令和6年9月1日現在〉

1 事業者概要

事業者名称	一般社団法人 高岡市医師会
代表者氏名	会長 白崎 文朗
本社所在地	高岡市下関町4番56号 ソラエ高岡2階
電話番号	0766-25-7060

2 実施する事業所概要

事業所名称	高岡市医師会居宅介護支援事業所
事業所番号	1670203056
指定年月日	令和6年9月1日
事業所所在地	高岡市本丸町7番1号 高岡市急患医療センター2階
電話番号	0766-30-8820
ファックス番号	0766-30-8818
管理者	籠 要吏子
通常の事業の実施区域	高岡市

3 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的としています。
運営の方針	<p>事業の実施に当たっては、事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、及びその置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ、尊厳のある自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場に立った援助を行います。</p> <p>事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>事業の実施に当たっては、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p> <p>事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。</p>

4 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（但し、祝日、8/15～16、12/29～1/3までを除く）
営業時間	9時～17時15分

5 事業所の職員体制

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	業務の統括管理	常勤 1名 (兼務)
介護支援専門員	居宅介護支援業務	常勤 1名以上 (うち兼務1名)

6 利用料金について

利用料	居宅介護支援費の基本報酬に関しては、全額保険給付されますので、原則として利用者負担はありません。ただし、保険料の滞納等により当事業所が法定代理受領できない場合には当事業所に一旦1カ月当たりの料金を支払っていただくと、サービス提供証明書を発行いたします。それを後日高岡市役所長寿福祉課に提出されますと、差額の払い戻しを受けることができます。
交通費	通常の事業実施区域にお住まいの方の交通費は無料です。
解約料	解約についての料金は、一切いたしません。

(1) 居宅支援費

要介護度1・2	10,860円
要介護度3・4・5	14,110円

(2) 加算

初回加算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分変更された場合
入院時情報連携加算 (I)	2,500円	利用者の入院当日に、医療機関に必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算 (II)	2,000円	利用者の入院3日以内に、医療機関に必要な情報を提供した場合
退院・退所加算 (I) イ	4,500円	退院・退所時に医療機関等の職員と面談を行い 利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅 サービス計画書を作成した場合
退院・退所加算 (I) ロ	6,000円	
退院・退所加算 (II) イ	6,000円	
退院・退所加算 (II) ロ	7,500円	退院・退所時に在宅医や医療職等と会議に参加 し利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅 サービス計画書を作成した場合
退院・退所加算 (III)	9,000円	
通院時等情報連携加算	500円	利用者が医療機関において医師・歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	医療機関の求めにより医師または看護師等と共に利用者宅を訪問し会議を行い、必要に応じてサービス調整を行った場合

7 居宅介護支援の利用開始からサービス提供までの流れ

(1) 居宅サービス計画書作成の流れ

- ・ 原則居宅を訪問し、面接により課題分析（アセスメント）を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容や利用料等の情報を提供し利用者及びその家族にサービスの選択を求め、サービス原案を作成し、利用者及びその家族に説明の上文章により同意を得ます。
- ・ 医療系サービスを位置付ける場合は、利用者等の同意を得て主治医等に意見を求めるとともに、主治の医師に対して居宅サービス計画書を交付します。

(2) サービス担当者会議等の開催

- ・ 居宅サービス計画原案に位置づいたサービス担当者に対し、会議の招集や照会等を行うことにより、専門的な見地から意見を求めるものとします。

(3) 経過観察・再評価

- ・ 毎月1回以上は必ず利用者の居宅を訪問し、状態の把握及び再評価に努めます。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者に居宅サービス計画書を交付するとともに、指定居宅サービス担当者から個別サービス計画の提出を求めます。

8 居宅介護支援の提供に当たっての留意事項

(1) ケアプランに位置付ける、サービス事業所選定の公正・中立性の確保

- ・ サービス提供事業所の選定に関して複数の指定居宅サービス事業者等を紹介し、利用者の選択を求め、利用者本位のサービス利用ができるようにします。
- ・ ケアプランに位置付けたサービス事業所等に関して、選定理由の説明を求めることができます。

(2) 居宅サービス計画の変更

- ・ 利用者の状態が変化した場合や居宅サービス計画の変更を希望した場合、居宅サービス計画変更の支援や要介護認定区分変更申請等の必要な支援をします。

(3) 要介護認定等の手続の代行及び認定調査

- ・ 要介護認定等の確認を行い、必要に応じて要介護認定申請の代行を行います。要介護認定者等の更新申請については、遅くとも現在の認定の有効期間が終了する30日前にはできるよう、必要な援助を行うものとします。

(4) 主治の医師及び医療機関との連携

- ・ 利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて主治の医師や医療機関等と連絡を取らせていただきます。
- ・ 利用者の受診時や医療機関に入院する必要がある際には、担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関にお伝え下さい。

(5) 関係機関との連携

- ・ 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリングの際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

- ・ 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等には、特定相談支援事業者である相談支援専門員との密な連携に努めます。

9 介護支援専門員の交代

(1) 利用者からの交代の申し出

・ 選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、交代を希望する理由を明らかにした上で、事業所に対して交代を申し出ることができます。ただし、利用者からの特定の介護支援専門員の指名はできません。

・ 事業者に対して解約の申し入れがあった場合、利用者が希望する日をもってこの契約を解約することができます。この場合、解約料のお支払いは必要ありません。利用者及びご家族の要望があれば、事業者は当該地域の他の居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。解約の場合は、次の事業所への引継ぎなど、利用者が保険やサービスを滞りなく利用していただくための手続きが必要ですので、月末以外の解約や次の事業者との契約開始日にご注意下さい。

(2) 事業所からの介護支援専門員の交代

・ 事業所の都合により選任された介護支援専門員を交代する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮するものとします。

・ 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対して、契約終了日の1か月前までに理由を示した文書で通知すること等より、この契約を解約することができます。

・ 高岡市暴力団排除条例(平成24年高岡市条例第13号)第3条第1号の暴力団及び同条第2号の暴力団員並びに同条第3号の暴力団密接関係者と認められるときは、催告なくして即時に、この契約を解約することができるものとします。

・ 事業者は、契約の終了に伴い利用者及びご家族が希望する場合には、当該地域の他の居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供するとともに、利用者が指定する事業者等への関係記録の(写し)の引継ぎ、介護保険外サービスの利用にかかる市町村への連絡等の調整をおこなうものとします。

10 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に沿って必要な措置を講じます。

(1) 従業者に対し、業務継続計画について周知徹底するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて内容の変更を行います。

1.2 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) 成年後見制度の利用を支援します。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを高岡市に通報します。

1.3 ハラスメント対策について

- (1) 職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 事業者は、利用者又はその家族等が事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為（介護支援専門員へ大声で怒鳴る・暴言・暴力・セクシャルハラスメント行為・理不尽な要求等があり、改善を求めた申し入れに対し、改善されない場合）等により、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、直ちにこの契約を解除することがあります。

1.4 個人情報の保護及び秘密の保持について

事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- (1) 従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (2) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (3) 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、原則として、介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとします。但し、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

1.5 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 6 介護支援専門員の業務範囲

介護支援専門員は、利用者及び家族の便宜のため、日常の雑務や買物、外出支援等の代行は行いません。また、利用者の通院のため送迎や付き添うことは、生命の維持にかかわるような緊急やむを得ない場合を除き、行いません。もし介助等が必要な場合は、介護保険以外のサービス等を提案させていただきます。

1 7 事故発生時の対応

(1) 事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者の緊急連絡先、居宅サービス事業者等、必要に応じて高岡市に連絡を行います。

(2) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 8 緊急時の対応

訪問中に利用者の病状の急変等が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医または歯科医、家族に連絡を取る等必要な措置を講じます。

1 9 相談または苦情に対する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談・苦情受付窓口	籠 要吏子
電 話 番 号	0 7 6 6 - 3 0 - 8 8 2 0
受 付 時 間	月曜日～金曜日 午前9時～17時15分まで

(2) 苦情申立の窓口

高岡市役所長寿福祉課 地域ケア推進係	所 在 地：高岡市広小路7-50 電 話 番 号：0766-20-1365 ファックス番号：0766-20-1364 受 付 時 間：8：30 から 17：15 まで
富山県福祉サービス運営 適正委員会 苦情相談専用窓口	所 在 地：富山市安住町5-21 サンシップとやま 2階 電 話 番 号：076-432-3280 ファックス番号：076-432-6146 受 付 時 間：9：00 から 17:00 まで
富山県国民健康保険団体 連合会相談窓口	所 在 地：富山市字豆田下野995番地の3 富山県市町村会館内 電 話 番 号：076-431-9833 ファックス番号：076-431-9834 受 付 時 間：9:00 から 17:00 まで

本通2通を作成し、利用者、事業所が1通ずつ保有するものとします。

【説明確認欄】

居宅介護支援契約の締結にあたり、重要事項を説明し交付しました。

説明年月日: 年 月 日

事業者	事業所住所	高岡市本丸町7番1号
	事業者名	高岡市医師会居宅介護支援事業所
	管理者名	箆 要吏子 印
	説明者氏名	印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

同意交付年月日: 年 月 日

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	(続柄:) 印